

## アルコール検知器による酒気帯びの確認について (輸送安全規則第7条第4項、平成23年5月1日一部改正)

アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所に備え、常時有効に保持するとともに、前3項の規定（乗務前点呼・乗務後点呼・乗務途中点呼）により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視で確認するほか、運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

- ①アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものも含むものとする。
- ②アルコール検知器は当面、性能上の要件を問わないものとする。
- ③「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
- ④「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。
  - ① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ）確認すべき事項
    - ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。
    - イ アルコール検知器に損傷がないこと。
  - ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項
    - ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
    - イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- ⑤「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等で受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。
- ⑥「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯用アルコール検知器を使用させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機器を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。  
営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器または自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。
- ⑦安全規則第7条第4項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

※「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3 mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度0.15 mg/l 以上であるか否かは問わないものである。

詳しくはこちらまで ↓

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03alcohol/index.html>